

船舶事故調査報告書

令和2年5月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	転覆
発生日時	令和元年8月18日 06時20分ごろ
発生場所	北海道白老町敷生川河口付近 白老港島防波堤灯台から真方位251°2海里付近 (概位 北緯42°29.9′ 東経141°16.5′)
事故の概要	漁船夕進丸は、左旋回中、転覆した。
事故調査の経過	令和元年8月20日、主管調査官（函館事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 夕進丸、総トン数 1.13トン
船舶番号、船舶所有者等	HK3-75231（漁船登録番号）、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	左舷船側部及び船尾部の外板に亀裂、船外機に濡損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北、風力 2、視界 良好 海象：うねり 波向南、波高約2.5m、水温 約22℃
事故の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、刺し網漁の目的で敷生川河口沿岸を北西進中、船尾方から接近する波高約2.5mの波を認め、危険を感じて船首を波に立てようと左旋回を開始したところ、船首が南西方を向いたとき、同波を左舷側から受け、右舷側に傾いて転覆した。</p> <p>船長は、落水したものの、自力で岸まで泳ぎ着き、防水型の携帯電話で本事故の発生を僚船の船長に連絡した。</p> <p>船長は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、敷生川河口沿岸において、南方（沖側）からのうねりがあるときに北風が吹けば、高い波が発生しやすいことを知っており、高い波が発生するのではないかという不安を感じていたが、本事故当日、高い波を認めていなかったため、操業に影響がないと思っていた。</p>
分析	<p>本船は、河口付近において沖からのうねりがある時に北風が吹くと高い波が発生しやすい状況下、船長が、河口付近を航行したことから、沖側から接近する波高約2.5mの波を認めた際、船首を波に立てようと左旋回していたところ、左舷側から波を受け、右舷側に傾いて転覆したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、河口付近において沖からのうねりがある時に北風が吹くと高い波が発生しやすい状況下、船長が、河口付近を航行したため、沖側から接近する波高約2.5mの波を認めた際、船首を波に立てようと左旋回していたところ、左舷側から波を受け、右舷側に</p>

	傾いて転覆したものと考えられる。
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 小型船舶は、風波の影響を受けやすいので、^{たん}堪航性を考慮し、出港の可否を慎重に判断するとともに、出港後に気象及び海象の状況に不安があれば速やかに帰港すること。